

## 温泉法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 掘削等の許可の失効手続の迅速化

一 温泉の掘削等の許可の有効期間を許可の日から起算して二年とするともに、一定の場合には一回に限り二年を限度として、有効期間を更新することができることとする。 (第五条関係)

二 温泉の掘削等の許可を受けた者は、その工事を完了し、又は廃止したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととし、その届出があつたときは当該許可は効力を失うものとする。 (第六条関係)

### 第二 温泉の成分等の掲示の適正化

一 温泉の成分等の掲示について、その内容を都道府県知事に届け出なければならないものとするともに、届出を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、掲示内容の変更を命ずることができるものとする。 (第十四条第三項及び第四項関係)

二 温泉の成分等の掲示は、都道府県知事の登録を受けた機関(以下「登録分析機関」という。)の分析に基づいてしなければならないこととするともに、登録分析機関の登録に関し必要な規定を置くこと。

(第十四条第二項及び第十五条から第二十四条まで関係)

### 第三 その他

罰金の額の引き上げ等所要の規定の整備を図ること。

### 第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

四 関係法律について、所要の改正を行うものとする。

(附則第七条関係)